

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

113～116	4,600	6,400			
117～120	4,700	6,500			
121～124	4,700	6,600			
125～128	4,800	6,700			
129～132		6,800			
133～136		6,900			
137～140		6,900			
141～144		6,900			
145～148		7,000			
149		7,100			

を

に改める。

113～116	4,600	6,400	7,300		
117～120	4,700	6,500	7,300		
121～124	4,700	6,600			
125～128	4,800	6,700			
129～132		6,800			
133～136		6,900			
137～140		6,900			
141～144		6,900			
145～148		7,000			
149～152		7,100			
153～156		7,100			
157		7,100			

別表第二中

7,100	

を

7,100	
7,100	

に

7,300	

を

7,300	
7,300	
7,300	

に

改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。